

賃貸借契約解約申込書

(貸主住所)

(氏名)

(借主住所)

(氏名)

印

下記物件について賃貸借契約書の条項に基づき解除を申し入れます。
つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡日までに行います。

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず所有者の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととします。(別途処分費が請求されます。)

又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件			
物 件 名		部 屋 番 号	
所 在 地			
契 約 者 氏 名			
解 約 申 込 日	年 月 日	立 会 希 望 日	年 月 日 時 分
解 約 事 由	帰省・住替・転勤・卒業・その他 ()		

(2) 精算金振込み口座 (※時期により1ヶ月程度掛かる場合がございます。)			
銀 行 名	銀行・信用金庫・信用組合	支 店	
口 座 番 号	普通・当座	右ヅメ	
(フリガナ)			
口 座 名 義			

(3) 転居先ご住所 (精算書送付先)	
住 所	〒
送 付 先 氏 名	※上記記載の契約者名と違う場合。
電 話 番 号	() 自宅・実家・会社・() 宅内
携 帯 電 話	() 所有者：本人・主人・妻・()

解約時の注意事項

- 退去立会日までに公共料金の精算、新聞・電話等の停止手続きをお願い致します。
公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。
- 荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用を請求させていただくことになりますのでご注意ください。
- 退去立会時に借主・入居者の過失で再度別日時に退去立会をするようになった場合、立会費用として3,000円を請求させていただきますのでご注意ください。
- 下記いずれかの方法でお送りください。

メール hello@buddy-house.com

FAX 03-6456-1721

郵 送 〒130-0013 墨田区錦糸4-10-14ドルミ錦糸町パークサイドビル204 株式会社バディ 錦糸町営業所宛